

## 世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

平成 25 年 11 月 15 日

文化庁 国際課

### イ) 視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮）

#### 1. 本条約の目的

世界の視覚障害者・読字障害者等に関して、著作物へのアクセスを改善すること。

#### 2. これまでの経緯

WHO の調査によれば、世界中に視覚障害者は 3 億 1400 万人いるとされているが、2006 年の WIPO の調査によれば、60 か国未満の国しか、国内の著作権法において視覚障害者等に関する権利制限規定を設けていなかった。加えて、権利制限規定を用いて各国で作成された点字図書等の輸出入を行うための統一的なルールは存在せず、国境を越えて視覚障害者のために活用することが困難な状況であった。

これらを背景に WIPO の著作権等常設委員会（SCCR）において、視覚障害者等のための著作権の権利制限に関する条約の策定に向け 2009 年には中南米諸国から、2010 年には、米国及び EU から、テキストベースの提案がなされ、議論が加速化した。その後も条約化の可否を含めて交渉が継続された結果、昨年 12 月に開催された WIPO 臨時総会において、条約を採択するための外交会議の開催が決定、本年 6 月 18 日～28 日にモロッコのマラケシュにて当該会議が開催され、最終的に「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」が採択された。

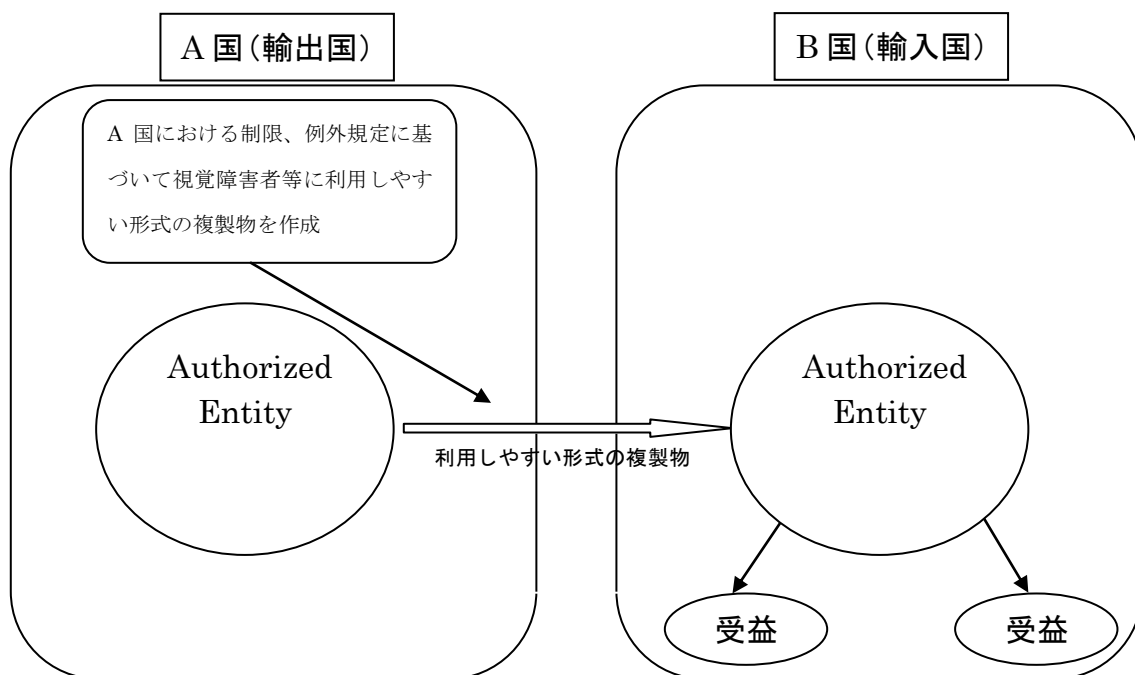
#### 3. 本条約の概要

- (1) 本条約の対象となる著作物は、書籍等のテキスト形式のもの
- (2) 本条約の受益者として、視覚障害者等に加えて、肢体不自由者（身体障害により、書物を支えること、または扱うことができない人）が対象
- (3) 国内法において、視覚障害者等のために著作権（複製権・譲渡権・利用可能化権）の権利制限規定を設けることを規定
- (4) 視覚障害者等に利用しやすい形式の複製物（点字図書や DAISY<sup>1</sup> 図書等）について、締約国間での輸出入が許容されるようにすることを規定

具体的には、A 国（輸出国）の国内法の権利制限規定等に基づいて作成された、視覚障害者等に利用しやすい形式の複製物を、A 国の“Authorized Entity”と呼ばれる団体（点字図書館や図書館等が想定されている。）が、B 国（輸入国）にいる受益者に、その複製物を提供できるようにする（“Authorized Entity”を通じてでもよい）ことが求められている（参考図）。

<sup>1</sup> Digital Accessible Information System の略。デージーコンソーシアムにより開発されているデジタル録音図書に関する国際規格であり、現在、日本のほか、スウェーデン、英国、米国などの国々で利用されている。

(参考図) 利用しやすい形式の複製物の輸出入の仕組み (Authorized Entity) について  
(※電子的複製物も含む)



#### 4. 個別条項 ※詳細は資料1-2(概要), 資料1-3(原文), 資料1-4(参考和訳)参照

- 第1条: 他の協定及び条約との関係
- 第2条: 定義
- 第3条: 受益者
- 第4条: 利用しやすい形式の複製物に関する国内法の制限及び例外
- 第5条: 利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換
- 第6条: 利用しやすい形式の複製物の輸入
- 第7条: 技術的手段に関する義務
- 第8条: プライバシーの尊重
- 第9条: 国境を越えた交換を促進するための協力
- 第10条: 実施に関する一般原則
- 第11条: 制限と例外に関する一般的義務
- 第12条: その他の制限と例外
- 第13条~第22条: 手続・管理関連

#### 5. マラケシュ外交会議における議論の主な概要

##### (1) 翻訳権 (第4条)

国内法における制限及び例外について、複製権、譲渡権、及び利用可能化権に加えて、翻訳権の制限について明示的に規定したい途上国と、翻訳権への一切の言及に反対するEUが対立した結果、条文上明記はしないものの、4条パラ3に対する合意声明の形で、翻訳権については、ベルヌ条約のもとで認められる制限及び例外の

適用可能性の範囲を縮小も拡大もしないこととされた。

(2) Authorized Entityから受益者への直接提供 (第5条)

利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換について定めたパラ1を履行するに当たり、5条パラ2の規定の内容を採用する場合(条約上はパラ2かパラ3のいずれかを採用すればよい。)に、Authorized Entityは、他の締約国のAuthorized Entity以外に、他の締約国の受益者に直接、利用しやすい形式の複製物を提供することができることとされた(5条パラ2(b))。

(3) 国際的な市場利用可能性条項(第5条、草案中のC条パラ3→議論後削除)

利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換に関し、別の締約国に提供する(輸出する)利用しやすい形式の複製物を、相手国(輸入国)において合理的な条件にて入手可能で“ない”ものに限定する規定(市場利用可能性条項)を明示したい一部先進国と、当該規定は利用しやすい形式の複製物の流通を害するものであり、反対であるとする途上国が対立したが、5条パラ4として、著作権関連条約の非加盟の輸入国に、利用しやすい形式の複製物の濫用防止の措置をとることを課す規定(ベルヌギャップ/スリーステップテスト条項)が導入されたこととの引き替えに削除された。一方、利用しやすい形式の複製物の輸入に関し、市場利用可能性条項を導入することについては、各国に柔軟性を認める合意声明が維持された(第6条)。

なお、国内における権利の制限と例外に関する市場利用可能性条項の適用については、WIPO事務局への通知を条件として認めることで、既に妥協が成立済である(第4条パラ4)。

(4) ベルヌギャップ/スリーステップテスト条項(第5条パラ4)

利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換に関し、著作権関連条約の非加盟国に対して、輸入された利用しやすい形式の複製物の濫用防止(スリーステップテストの遵守)の規定を求める、いわゆるベルヌギャップ/スリーステップテスト条項については、

- ① 5条パラ4(a)で、(輸入国が)本条約の締約国がベルヌ条約締約国でない場合、その締約国のAuthorized Entityは、アクセス可能な形式の複製物を障害者の利益目的でのみ複製、譲渡及び利用可能化できる、
- ② 5条パラ4(b)で、輸入国がWCT締約国ではなく、かつスリーステップテストを遵守している国ではない場合に、Authorized Entityによる、5条パラ1に基づくアクセス可能な形式の複製物の譲渡及び利用可能化を、その法域(jurisdiction)に限定する、

とされ、著作権関連条約の非加盟国における輸入された利用しやすい形式の複製物の利用に対して、一定の制限がかかることとなった。

(5) 技術的保護手段(第7条)

関心国間の協議を踏まえて全体会合にて議論された結果、「ある作品に技術的保護手段が適用されている場合、加盟国は、本条約で定められる権利制限及び例外を

享受することが妨げられないことを確保するために、必要に応じて適切な手段を講じるものとする」とされた。

※適切な手段 (appropriate measures) には、視覚障害者等の複製等の目的のために、技術的保護手段の回避装置を頒布等することまでが含まれるとは解されていない（欧米諸国と同様の見解）。

(6) 条約の発効（第18条）

本条約は、20ヶ国が締結してから3ヶ月後に発効するとされた。

**ロ) 第 25 回遺伝資源等政府間委員会 (IGC) (7 月 15 日～24 日) : 伝統的文化表現関連**

今次会合では、2012 年 WIPO 一般総会にて決定した IGC マンデートにしたがい、第 22 回会合にて作成された伝統的文化表現 (TCE) の保護に係るテキスト (テキストの法的位置づけは未定。含まれる項目は下記 (※) 参照。) について、引き続き議論がなされた。先進国と途上国の間の意見の隔たりが大きいことを勘案し、論点を絞って議論を進めることとなり、目的、保護対象 (第 1 条)、受益者 (第 2 条)、保護範囲 (第 3 条)、及び権利の制限と例外 (第 5 条) の項目のみについてテキスト洗練化が試みられたが、却ってオプションやブラケットが増える結果となり、懸隔は解消されないまま、より複雑化したテキストが一般総会に送られた。今回議論された点としては、以下が挙げられる。

- ① 受益者：受益者の範囲（「地域社会」の概念には何が含まれ、何が含まれないのか、国を受益者とするか否か等）
- ② 保護対象、保護範囲：「TCE」の保護対象に何が含まれ、何が含まれないのか（「伝統的」とは何か、Artistic and Literary expression に限定すべきか否か等）
- ③ 権利の制限と例外：いわゆるスリーステップテストを採用するか否か等

また途上国からは、テキストを法的拘束力のあるものとする事、2014 年に外交会議を開催することが主張されたが、我が国を含む先進国からは、既に多くの TCE はパブリックドメインに帰しているため、利用との関係から権利を与えることには慎重であるべき、文書の法的性質や外交会議の開催時期については、議論が熟していないため予断すべきではないこと等が主張された。

《※テキストに含まれる項目（テキスト自体は資料 1-5 参照）》

I. 目的 (Objectives)

II. 一般指導原則 (General Guiding Principles)

III. 実体規定 (Substantive Principles)

第1条 保護の対象：伝統的な文化的表現であり、民族特有の絵画、彫刻等の有形なもの  
ほか、歌、音楽、舞踏等の無形のものも含むとされている

第2条 受益者

第3条 保護の範囲

第4条 諸権利の（共同）管理：使用の際の手続きを定めている

第5条 例外及び制限

第6条 保護の期間：定義に該当する限り存続するとされている

第7条 形式：一般原則として無方式

第8条	制裁，救済及び権利の行使
第9条	経過措置　：保護が遡及するか否か等
第10条	知的財産の保護と他の形式による保護，保全及び促進との関係 ：他の知財法のほか，無形文化遺産の保全及び保護に関する法律・措置等との関係
第11条	内国民待遇

## ハ) その他の動き，今後の予定

### 1. 第51回WIPO加盟国総会

本年9月23日から10月2日にかけて，ジュネーブにてWIPO加盟国総会（一般総会）が開催された。今回の会合では，次期予算に関する議論が紛糾した煽りを受け，PBC（計画予算委員会），SCCRを含め，結論を得られない議題が複数あった。

SCCRについては，来年秋の加盟国総会（一般総会）までに3度開催し，放送条約と権利の制限と例外（図書館とアーカイブに関するもの，及び教育と研究機関に関するもの）について引き続き議論することでほぼ合意が得られた（議題の時間配分は未定）が，全体会合において最終決定を行う時間がなかったため，12月に開かれる臨時加盟国総会にて最終決定される予定である。なお，放送条約については，2014年の一般総会にてテキストの内容と議論の進捗を評価し，可能な限り早期の外交会議の開催を決定することになっている。

IGCについては，2014年の総会でテキストと議論の進捗を評価し，外交会議の開催について決定すること（注：これまで同様に，外交会議が開催されるか否かも含めて結論は予断されていない），2014年の会合は3回開催することで合意した。

### 2. 今後の予定

- 7月末に開催予定であった次回のSCCR（第26回）は，12月16日～20日開催予定
- IGCは，次回（第26回）は，2014年2月に開催予定（遺伝資源（GR）について議論）。TCEについては，次々回（第27回（2014年4月））に扱われる予定

（以上）